

介護福祉の職場で就労を目指す学生さんを応援します！

介護福祉士修学資金 貸付制度

介護福祉士修学資金貸付制度とは

この制度は、介護福祉士の資格の取得を目指す学生を支援するために、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。

介護福祉士養成施設^{※1}を卒業後、介護福祉士資格を取得し、岩手県内で3年間引き続き、介護等の業務に従事すると、貸付金の返還が全額免除になる制度です！

貸付内容

- 修学資金(月額)……………50,000円以内(半年ごとに半年分を交付)
- 入学準備金……………200,000円以内(入学年度初回に交付)
- 就職準備金……………200,000円以内(最終回に交付)
- 国家試験受験対策費……………40,000円以内(1年度当たり)
- 生活費加算(生活保護世帯及び生活保護に準じる世帯が対象です。)

貸付額最大 168万円^{※2} (※養成施設の修学期間が2年の場合)

- * 上記金額を上限額として、希望額の貸付申請をすることができます。
- * 生活費加算について、日本学生支援機構の給付型奨学金受給(予定)者は、支援内容が重複するため、申請できません。
- * 生活福祉資金貸付制度の教育支援資金等、国庫補助で実施されているその他貸付事業等との併用はできません。
- * 貸付けには連帯保証人が必要です。(連帯保証人の申請要件があります。)

【問い合わせ先】

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部
〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3(ふれあいランド岩手内)
TEL: 019-601-7022 Mail: sisetuka@iwate-shakyo.or.jp



※1 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が対象です。

※2 本会の貸付と、国が実施する高等教育修学支援新制度を併用する場合は、授業料等の減免後もなお自己負担が生じる場合に限り、自己負担額の範囲において貸付けを利用できます。

貸付対象者

- (1) 介護福祉士養成施設に在学している方
- (2) 介護福祉士養成施設卒業後、岩手県内において介護等の業務に従事しようとする方
* 岩手県外の養成施設に入学予定の場合は、岩手県に住民登録がある又は入学の前年度に岩手県に住民登録がある方に限ります。
- (3) 次の(ア)又は(イ)に該当する方であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる方
 - (ア) 学業成績等が優秀と認められる者
 - (イ) 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

申請受付から審査、貸付金（初回分）の送金までの流れ

貸付申請者

● 申請書類提出

在学している養成施設を通じて申請

● 借用証書等提出（県社協宛て）

通知が届いた日から30日以内に提出

- ※ 借受人（成人18歳以上の場合）と連帯保証人の印鑑登録証明書が必要です。
- ※ 借受人の銀行口座情報が必要です。

● 貸付審査

● 貸付決定結果通知送付

※ 借受人・連帯保証人・養成施設それぞれに本会から通知します。

● 貸付金交付

（初回は貸付決定額の半年分）

（* 高等教育修学支援新制度を受ける方は、授業料等減免額の確定後に交付）

岩手県社会福祉協議会

返還免除・返還

次のすべてを満たした場合、申請により貸付金の返還が免除となります。

- ① 介護福祉士の養成施設を卒業後1年以内に介護福祉士の資格登録を行い、
 - ② 岩手県内の福祉・介護施設等^{※3}で、
 - ③ 介護福祉士（介護職員等）として介護等の業務^{※3}に従事し、
 - ④ 3年間^{※4}、引き続き当該業務に従事した場合。
- ▼ 当該業務に従事している期間は、申請により貸付金の返還が猶予（返還の開始が延期）されます。
 - ▼ 介護福祉士養成施設を退学した（国家試験の受験資格を得られなかった）、介護以外の業種に就職した、岩手県外の福祉・介護施設に就職したなど、返還免除の要件を満たさない場合は、貸付金を「返還」していただきます。
 - ▼ 返還の場合、返還期限内に完済しない場合は、延滞利子を徴収することがあります。

※3 対象になる施設又は事業所、及び職種（業務内容）の範囲が定められています。

※4 介護福祉士の登録日又は業務従事開始日のいずれか遅い日から3年間（在職期間1,095日以上、従事日数540日以上）引続き従事した場合、手続きにより返還が免除されます。